

議案第 16 号

日出町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日出町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

日出町老人福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 59 年日出町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 老人の有する豊かな経験と能力を生かし、健康増進と教養の向上のために便宜を供与し、もって健康で明るい生活を営み、生きがいのある老後の確立に寄与するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項の規定に基づき、日出町老人福祉施設（以下「施設」という。）を設置する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条中「施設は、」を「町長は、施設を」に改め、同条を第 3 条とする。

第5条の見出し中「利用」を「利用者」に改め、同条第1項中「附属設備」を「附属設備」に改め、同条第2項中「もの」を「者」に改め、同条第3項を削り、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合においては、その利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

(2) 施設又は器具を損傷するおそれがあると認めたとき。

(3) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

第6条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条第1項とし、同条第4項中「前条第2項による」を削り、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

第7条の見出しを「(使用料)」に改め、同条中「前条第2項の利用料」を「前項の使用料」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

施設の利用者は、使用料を納付しなければならない。ただし、第4条第1項に規定する利用者にあつては、この限りでない。

第7条に次の1項を加える。

3 使用料は、施設を利用する前に納付しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

第8条を削る。

第9条(見出しを含む。)中「利用料」を「使用料」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「施設を利用しようとする者又は」及び「その利用を許可せず又は」を削り、「取消す」を「取り消す」に改め、同項第1号中「秩序又は良俗を乱す」を「公の秩序又は善良な風俗に反する」に改め、同項第3号中「規定」を「規程」に改め、同条第2項中「取り消し」を「取消し」に、「損害」を「損失」に、「賠償の責めを負わない」を「、補償しない」に改め、同条を第9

条とし、第 1 1 条を第 1 0 条とする。

別表中「利用料」を「使用料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条文の構成の見直し及び用字、用語等の整備を行いたいので提出する。